

岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 老朽化した空き家の円滑な除却を図るため、予算の範囲内において岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）、岡山市空家等の適切な管理の促進に関する条例（平成27年岡山市条例第85号）及び規則において使用する用語の例による。

- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 除却工事 空家等のうち建築物及びこれに附属する工作物の撤去に係る工事（門扉及び塀の撤去に係るものを除く。）をいう。
 - (2) 附帯工事 空家等のうち敷地に存する門扉、塀、立木等の撤去に係る工事をいう。
 - (3) 応急措置 空家等について、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために必要な措置をいう。
 - (4) 市内施工業者 本市内に本社・本店・支店・営業所等の活動拠点を置き、建築関連業務等を営む者をいう。ただし、見積書等を本市内の所在地で発行できる者に限る。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する補助対象空家等について市内施工業者が施工する工事（補助金交付申請時に未契約であるもの）等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 除却工事を行うこと。
 - (2) 前号及び附帯工事を行うこと。
 - (3) 応急措置を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事その他第1条の趣旨に照らして市長が不適当と認めるものについては、補助事業としない。

（補助対象空家等）

第4条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存するものであること。

(2) 空家等の物的状態が、法第22条第16項の規定に基づき国土交通大臣が定めた管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）中、別紙1から別紙4に掲げる状態にあり、特定空家等に認定されたもの。ただし、法第22条第2項の規定に基づき勧告された特定空家等は除く。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日現在において、補助対象空家等の所有権を有する個人(以下「所有者」という。), 第3条に規定する補助事業を実施することについて所有者の承諾を得た個人又はその他市長が認めた者
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、市、県及び国が行う他の補助制度の対象となる工事に係る経費を除く。

- (1) 除却工事に係る経費の実支出額
- (2) 附帯工事に係る経費の実支出額
- (3) 応急措置に係る経費の実支出額

(補助金額)

第7条 第3条第1項第1号又は第2号の補助事業に係る補助金額は、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。ただし、第3条第1項第3号の補助事業に係る補助金の交付を受けている場合は、その金額を控除した額を上限とする。

2 第3条第1項第3号の補助事業に係る補助金額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。

3 前2項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付申請は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助事業対象工事の契約前に岡山市空家等適正管理支援事業費(除却)補助金

交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。ただし、申請書提出については、申請建築物が特定空家等に認定された後に、提出すること。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請調書
- (2) 申請者の住民票
- (3) 補助対象空家等の不動産登記事項証明書（建物）
（所有権を証明できる書類）
- (4) 申請者の滞納無証明書
- (5) 電気使用量明細書、水道使用量明細書その他の空き家期間の確認をすることができるもの
- (6) 補助事業の施工場所及び施工内容が特定できる見積書（作成年月日、並びに施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。）
- (7) 空家等の全体及び補助事業部分の現況写真（申請日から2か月以内の撮影日のあるもの）
- (8) 消費税仕入税額控除確認書
- (9) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項各号に規定する書類及び規則第5条第1項に掲げる各号の書類の添付を省略させることができる。

（補助金の交付申請の制限）

第9条 補助金の交付申請は、同一の補助対象空家等につき、1回のみ行うことができるものとする。ただし、第3条第1項第3号の補助事業に係る補助金の交付は、同項第1号又は第2号の補助事業に係る補助金の交付申請を妨げない。

2 同一の申請者が第15条に定める補助金確定通知書の交付を受けるまで、重複して申請を行うことはできない。

（補助事業者の責務）

第10条 補助事業者は、補助事業を実施したときは、空家等又は空家等の跡地について適正な管理を行わなければならない。

（補助金の交付決定の通知）

第11条 市長は、補助金交付の適否を決定したときは、その決定内容及び条件等を岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金交付決定通知書（様式第2号）又は岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更又は中止)

- 第12条 補助事業者は、規則第12条の規定による変更又は中止の申請を行うときは、岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金交付変更申請書（様式第4号）に第8条第2項各号に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請を審査し承認したときは、岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(状況報告、着手及び完了届の免除)

- 第13条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金交付事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- (1) 補助事業に要した経費の領収書及び明細書の写し（作成年月日、並びに施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。）
 - (2) 補助事業を行った部分の施工前、施工中及び施工後の写真（撮影日のあるものに限る。）
 - (3) 岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金交付決定通知書又は岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金交付変更決定通知書の写し
 - (4) 工事請負契約書の写し（契約日は、補助金交付決定日以降の日付であるもの）
 - (5) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））に基づく届出済証（ステッカー）の写し（一定規模以上の除却工事に限る。）
 - (6) 補助事業の実施に伴う廃棄物の処理に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に規定する産業廃棄物管理票の写し（E票）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 市長が必要と認める場合は、補助事業の状況について実地に調査を行うことができる。

(補助金額の確定)

- 第15条 市長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し適正と認めたときは、速やかに補助事業者に対して、岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 規則第19条第2項に規定する補助金の交付の請求は、岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金請求書（様式第8号）に岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金確定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

(代理受領)

第17条 補助事業者は、補助金の受領を、当該補助事業を施工した業者（以下「解体事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者が、補助金交付申請をするときは、第8条に規定する書類に加えて、岡山市空家等適正管理支援事業（除却）代理受領（予定・変更）届出書（様式第9号）を添付して市長に提出しなければならない。なお、届け出た解体事業者を変更する場合も本届出書を提出しなければならない。

3 代理受領の中止を行うときは、実績報告書を提出する前までに、岡山市空家等適正管理支援事業（除却）代理受領予定届出取下書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

4 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者が、補助事業が完了したときは、第14条に規定する書類に代えて、次に掲げる書類を実績報告書に添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に要した事業費の明細書の写し（作成年月日、並びに施工業者の名称、所在地の記載及び押印のあるものに限る。）
- (2) 補助事業を行った部分の施工前、施工中及び施工後の写真（撮影日のあるものに限る。）
- (3) 岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金交付決定通知書又は岡山市空家等適正管理支援事業費（除却）補助金交付変更決定通知書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し（契約日は、補助金交付決定日以降の日付であるもの）
- (5) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））に基づく届出済証（ステッカー）の写し（一定規模以上の除却工事に限る。）
- (6) 補助事業の実施に伴う廃棄物の処理に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に規定する産業廃棄物管理票の写し（E票）
- (7) 補助事業に要した事業費の請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し
- (8) 岡山市空家等適正管理支援事業（除却）内訳報告書（様式第11号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

5 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、第16条で規定する補助金交付請求書に加えて、岡山市空家等適正管理支援事業（除却）代理受領に係る委任状（様式第12号）を添付して市長に提出しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。